

輸出入包装食品ラベル検査監督管理方法

(改訂原稿)

第一章 総則

- 第一条** 輸出入包装食品ラベル検査監督管理の規範化のため、『中華人民共和国食品安全法』及びその実施条例、『中華人民共和国輸出入商品検査法』及びその実施条例等関連の法律、行政法規に基づき、本方法を制定する。
- 第二条** 本方法は、輸出入包装食品ラベル検査監督管理作業に適用する。
- 第三条** 本方法でいう包装食品と食品ラベルの定義は食品安全国家規格の規定と一致する。

第二章 企業責任

- 第四条** 輸入包装食品の海外輸出会社や海外生産企業は、中国へ輸出する包装食品のラベルが中国の法律法規の規定と食品安全国家規格の要求に適合することを保証し、その内容に責任を負わなければならない。
- 第五条** 輸入包装食品の輸入会社は輸入する包装食品の中国語ラベルを審査する責任を負い、中国の法律法規の規定と食品安全国家規格の要求に適合するもののみ、輸入することができる。輸入会社は輸入食品のラベル資料を少なくとも2年は保管し、検査検疫機関の輸入済み包装食品ラベルに対する抜き取り監督検査を受けなければならない。
- 第六条** 包装食品を輸出する輸出会社、輸出生産企業は輸出する食品のラベルが輸入国（地域）の規格または契約要求に適合することを確保しなければならない。

第三章 輸入包装食品ラベル検査監督

第七条 輸入包装食品の輸入会社またはその代理人は検査申請の際、検査申請規定に従い関連書類とともに以下の資料を提出すること。

- (一) 食品の中国語ラベル見本：製品に原文ラベルがある場合、原文ラベル見本とその翻訳文。
- (二) 食品中国語ラベル内で強調されている内容の証明資料：例：受賞、証明書取得、法定生産地、地理表示及びその他の内容、特殊成分を含むもの、栄養成分含有量などを含む。
- (三) 企業誓約書、以下の内容を含むもの：
 1. 輸入包装食品は、すでに中国語ラベルを貼付または作成しており、その内容は申告した中国語ラベル見本と一致し、さらに中国の法律法規の規定と食品安全国家規格の要求に適合している。
 2. すでに輸入した包装食品ラベルが中国の法律法規の規定や食品安全国家規格の要求に適合していない場合、『食品安全法』第六十三条の規定に基づき自主回収を行う。

第八条 検査検疫機関は検査申請を受理する際、企業が申告する上述第七条の第一、三項の資料に形式審査を行い、資料に不備がある場合、受理できない。

第九条 『輸出入検査検疫フロー管理規定』に基づき、検査検疫機関は抜き取り対象となった輸入包装食品のラベルに対し下記を含む検査を行う。

- (一) 現物確認：輸入包装食品の中国語ラベル貼付の有無、中国語ラベルと申告資料との一致性確認
- (二) ラベル検査：『食品安全法』及び関連法律、法規の規定、食品安全国家規格の要求に基づく包装食品ラベルの検査。

検査検疫機関は、抜き取り対象にならなかった輸入包装食品について、輸入会社またはその代理人による誓約書に基づき書類審査により輸入許可を下す。

第十条 虚偽の資料を提供した場合、輸入を禁止する。輸入包装食品の中国語ラベルが中国の法律法規の規定や食品安全国家規格の要求に適合していない場合、輸入してはならない。

第十一条 すでに通関・輸入許可済みの輸入包装食品について、検査検疫機関は、その検査申請時に提出されたラベルや関連資料に対し、回顧抜き取り検査を行うことができ、そこで中国の法律法規の規定や食品安全国家規格の要求に適合していないものが見つかった場合、『食品安全法』の要求に基づき速やかに関連部門に通報する。

第十二条 いかなる段階で発見した包装食品ラベル不合格（消費者からのクレーム、その他管理監督部門で発見・確認されたものを含む）についても、検査検疫機関は、その食品の輸入者に対し監督管理措置を強化する。当該輸入会社が再び包装食品を輸入する際には、上述の第七条の資料を提出すると同時に輸入食品ラベルに記載の内容が中国の法律法規の規定や食品安全国家規格の要求に適合している旨を一つ一つ説明し、ラベル内に表示されている全ての数値について試験レポートを提出しなければならない。

監督管理措置を強化した輸入企業が、強化実施日より12ヶ月間またはその後の輸入包装食品ラベルにおいて連続60回不合格が発見されなかった場合、通常の監督管理に戻す。

第四章 輸出包装食品ラベル検査監督

第十三条 輸出包装食品の検査申請の際、輸出会社、輸出生産企業は輸出入検査検疫機関にラベル見本と翻訳資料、さらに輸出包装食品ラベルが輸入国（地域）の規格または契約要求に適合することを示す誓約書を提出すること。

第五章 附則

第十四条 輸入展示品、サンプル、輸入後免税扱い（離島免税を除く）のもの、大使館領事館用の食品、大使館領事館、中国企業の駐在員等への輸出食品については、関連規定により、輸出入包装食品ラベル検査管理監督を免除する。

第十五条 旅客による携帯または郵送、宅配便等の形式で入境した輸入包装食品ラベルの管理監督は、関連規定に従って行う。

第十六条 本方法は国家質検総局が解釈権を持つ。

第十七条 本方法は2018年10月1日より実施する。以前の輸出入包装食品ラベル検査監督管理の規定で本方法と一致しないものについては、すべて本方法を基準とする。



中国向け食品表示ラベルコンサルティング

～中国で販売される食品に必要な表示ラベルの作成をサポートいたします～

【サポート内容】

- ・日本語表示内容を正確な中国語に翻訳
- ・中国が要求する内容を網羅
- ・栄養成分表示の分析も可能
(エネルギー・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウム)
- ・中国語のコンサルティングレポートを発行

【業務フロー】

- ①製品サンプル、関連情報等のご提供
- ②ご要望に応じたお見積りの提示
- ③ご申請
- ④対応中国規格の確認、ラベルデータ作成
- ⑤コンサルティングレポートの発行

【コンサルティングレポート見本】



正本
ORIGINAL

证书编号 (No.): COXXXXXXCOK
签证日期 (Date): XX-XX, 20XX

输往中国食品标签咨询报告

委托人: XXXXX
收货人: XXXXX
发货人: XXXXX
食品品牌/品名: XXXXX
预包装形式: XXXXX
规格: XXXXX
原产国/地区: XXXXX
说明: 本委托未经过样品检测。
结论:
经文件审核以及相关确认, 上述食品的标志版式和标注内容均符合中国进口预包装食品标签的相关规定和预包装食品标签通则 (GB7718-2011) 标准要求。

附: 标签样张

鉴定机构: 中国检验认证集团日本有限公司
签名: 周玉渡
签证日期: 20XX年XX月XX日

Member of CCIC Group A 003935

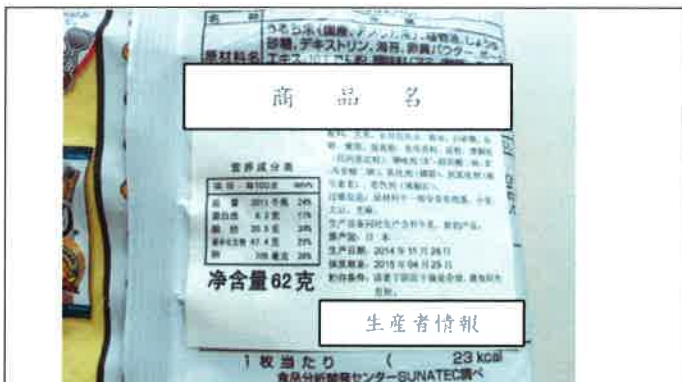
标签样张

XXXX (产品名称)
净含量: 330 毫升
生产日期: XXXX年XX月XX日
保质期至: XXXX年XX月XX日
配料: XXXX
原产国: 日本
储存方式: 请避免阳光直射储存。
饮用注意: 开封后请尽早食用。
水源点: 日本 XXXX
经销商: XXXX
电话: XXXX
地址: XXXX

| 项目 | 每 100g |
|-------|--------|
| 能量 | XXkJ |
| 蛋白质 | XXg |
| 脂肪 | XXg |
| 碳水化合物 | XXg |
| 钠 | XXmg |

Limited
有法司司

【中国国内販売のためのラベル見本】



【お問い合わせ先】

CCIC・JAPAN 株式会社
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-7-1 CCIC ビル
営業企画部
戴(日本語・中国語対応) 大脇(日本語・中国語対応)
E-mail: dai@ccicjapan.com oowaki@ccicjapan.com
T E L: 03-3663-4102
<http://www.ccicjapan.com/>